

備後ワイン

リキュール特区

wine
6kl

liqueur
6kl

2kl

1kl

**BINGO
de
Challenge!!**

備後圏域って？

広島県の福山市・三原市・尾道市・府中市
世羅町・神石高原町、岡山県の笠岡市
井原市で構成する地域。

Point 1

少量でも、ワインづくりにチャレンジできる！

備後ワイン・リキュール特区

広島県福山市・三原市・尾道市・府中市・神石高原町、岡山県笠岡市・井原市の6市1町で認定された特区（世羅町は同様の特区を認定済のため除く）。

酒類製造免許に係る「最低製造数量基準」が6キロリットルから、果実酒（ワインなど）の場合は2キロリットル、リキュールの場合は1キロリットルに引き下げられるものです。

複数の地域の特色ある農産物を活用したワインやリキュールづくりに、少量から取り組むことができます。なお、県境を越えた地域での認定は、全国初となります（2016年3月認定時点）。

Point 2

備後の特色ある農産物を使用できる！

活用できる農産物（備後ワイン・リキュール特区）

果実酒

ぶどう、もも、かんきつ類（みかん、オレンジ等）、レモン、はっさく、いちご、あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、ブルーベリー、うめ、なし、りんご

リキュール

ぶどう、もも、かんきつ類（みかん、オレンジ等）、レモン、はっさく、いちご、あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、ブルーベリー、うめ、なし、ごぼう、くわい、ばら、りんご、トマト、はちみつ、こんにやく芋

Point 3

ほかの特区も選べる！

ふくやまワイン特区

ぶどうの里 井原ワイン特区

農家民宿や農家レストランなどを営む農業者が、自ら生産した果実・米を使って果実酒やどぶろくを製造する場合、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されません。



6kl

0kl

備後国大田庄 果実酒・どぶろく特区

世羅町の農産物（なし、ぶどう、りんご、いちご、すもも、ブルーベリー）を活用して果実酒を製造する際には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が6キロリットルから2キロリットルに引き下げられます。（リキュールの場合は1キロリットルに引き下げ）また、農家民宿などを営む農業者の場合は、ふくやまワイン特区などと同じ内容の規制緩和が適用されます。



福山市企画政策課(備後圏域連携協議会事務局)
広島県福山市東桜町3番5号
TEL084-928-1012 FAX084-920-1070
Mail kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp